

市第91号議案

京浜港連携協議会規約についての協議

次のように京浜港連携協議会規約を定めることについて、東京都及び川崎市と協議するものとする。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

京浜港連携協議会規約

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 組織（第6条—第11条）

第3章 会議（第12条—第14条）

第4章 財務（第15条—第22条）

第5章 補則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、東京港、川崎港及び横浜港（以下「京浜港」という。）の一体的な経営を実現するため、京浜港の各港湾管理者がそれぞれ策定する港湾計画の基本となる京浜港の総合的な計画を共同して作成すること及び一体的な経営に係る連絡調整を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 協議会の名称は、京浜港連携協議会とする。

（構成）

第3条 協議会は、東京都、川崎市及び横浜市（以下「関係団体」

という。) がこれを設ける。

(担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 京浜港の総合的な計画の作成に関する事務
- (2) 京浜港の一体的な経営に係る連絡調整に関する事務

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長が属する普通地方公共団体の事務所内に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係団体の長が、その協議により、関係団体の副知事又は副市長のうちから選任する。

- 2 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期途中の会長の交代に伴う後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、非常勤とする。
- 5 関係団体の長は、会長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに不適しい非行があると認めるときは、その協議により、任期中においてもこれを解任することができる。

(委員)

第8条 委員は、東京都港湾局長、川崎市港湾局長及び横浜市港湾局長をもって充てる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期途中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 第4条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「協議会職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体に係る配分については、関係団体の長が協議して、これを定める。

- 2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員を、それぞれ当該関係団体の職員のうちから選任する。
- 3 会長は、前項の規定により選任された協議会職員のうちから、主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。
- 4 事務長は、会長の命を受けて、協議会の事務をつかさどる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 会議

(会議)

第12条 会議は、第4条各号に掲げる事務の基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の1人以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員の全員の一致により決定する。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

第4章 財務

(経費の支弁の方法)

第15条 第4条各号に掲げる事務に要する経費は、関係団体がそれぞれ負担する。

2 前項の規定により関係団体がそれぞれ負担すべき経費の額(以下「負担金」という。)は、遅くとも年度開始前までに、当該関係団体の長が協議により決定しなければならない。

3 関係団体は、負担金を、年度開始後直ちに、協議会に交付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第16条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、第4条各号に掲げる事務に要する経費をその歳出とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第17条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第18条 会長は、前条第1項の規定により予算を調製した後に生じた事由に基づいて、既定の予算を補正する必要があるときは、会議を経て、これを行うことができる。

(出納及び現金の保管)

第19条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第20条 会長は、協議会職員のうちから協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、出納その他の会計事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第21条 会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を調製し、会議を経なければならない。

(その他の財務に関する事項)

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、協議会の財務に

関しては、協議会の規程で定める。

第5章 補則

(費用弁償等)

第23条 会長、委員、協議会職員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

(解散の場合の措置)

第24条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規程)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議を経て、協議会の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

(歳入歳出予算等に関する特例)

2 平成21年度の歳入歳出予算に限り、第15条及び第17条の適用については、第15条第2項中「遅くとも年度開始前までに」とあるのは「速やかに」と、同条第3項中「年度開始後」とあるのは「前項の規定による決定の後」と、第17条第1項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と、同条第2項中「毎年4月1日」とあるのは「この規約の施行の日」と、「翌年3月31日」とあるのは「平成22年3月31日」とする。

提 案 理 由

京浜港連携協議会を設けるため、京浜港連携協議会規約を定めることについて、東京都及び川崎市と協議したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

（第 2 項省略）

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（第 4 項から第 6 項まで省略）